

第2次下田市環境基本計画（中間見直し）策定
業務プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、第2次下田市環境基本計画（中間見直し）策定業務委託のプロポーザル方式による委託先の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

2. 概要

- (1) 件名 第2次下田市環境基本計画（中間見直し）策定業務
- (2) 内容 別紙「第2次下田市環境基本計画（中間見直し）策定業務仕様書」のとおり
- (3) 期間 契約締結日翌日から令和9年3月31日まで
- (4) 限度額 5,258,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 選定方法

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 下田市物品製造等契約に係る入札参加停止等措置要綱（令和6年下田市告示第47号）に基づく指名停止を受けている期間でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 下田市暴力団排除条例（平成23年下田市条例第10号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 業務の円滑な推進を図るため、計画策定に必要な知識と経験を有する技術者として、技術士（環境部門環境保全計画）の有資格者を主任技術者及び担当技術者に配置すること。
- (7) 過去5年間に同種業務実績（環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画）を有していること。
- (8) 計画書の品質を確保するため、ISO9001等の品質マネジメントシステムの認証を取得していること。

5. 参加の意思表示

応募の意思がある者は、参加表明書（様式1）を提出すること。

ア 参加表明書について

(ア) 提出資料等について

参加表明書は次の表に基づき提出するものとする。

事項	内容
提出資料	正本（様式1） 副本（様式1）
部 数	正本、副本を各1部（副本は、複写可）
提出期限	令和8年4月28日（火）17時まで
提出方法	持参又は郵送 ※郵送する場合は簡易書留郵便とし、受付期限までに必着すること。
提出先	下田市環境対策課 〒415-0037 静岡県下田市敷根 13-11 電 話：0558-22-2213 ファックス：0558-22-2287 電子メール：kankyou@city.shimoda.lg.jp

(イ) 提出資料の記入上の留意事項

押印の上、提出すること。

6. 会社概要書及び企画提案書の作成要領

ア 会社概要書について

(ア) 提出資料等について

会社概要書は次の表に基づき提出するものとする。

事項	内容
提出資料	正本（様式2を表紙とし、様式4を添付） 副本（様式3を表紙とし、様式4を添付）
部 数	正本1部、副本7部（副本は、複写可）
提出期限	令和8年5月14日（木）17時まで
提出方法	持参又は郵送 ※郵送する場合は簡易書留郵便とし、受付期限までに必着すること。
提出先	下田市環境対策課 〒415-0037 静岡県下田市敷根 13-11 電 話：0558-22-2213 ファックス：0558-22-2287 電子メール：kankyou@city.shimoda.lg.jp

(イ) 提出資料の記入上の留意事項

- i) 記載については、仕様書の趣旨に基づき、記載すること。
- ii) 記載項目は、次のとおりとする。

①会社概要

事業者の会社概要（従業員数、事業内容及びその他会社 PR 等）を記載すること。

②本件と同種の業務実績

過去5年間における、本件と同種の業務のコンサルティング実績（業務名、発注者、契約期間及び業務概要）を記載すること。ただし、記載は最大6件までとする。

③業務執行体制

当該業務の執行にあたり、技術者をどの様に配置するかを記載すること。また、配置予定技術者の本業務における立場、氏名、役職、現在の所属、生年月日、実務経歴年数、過去5年間の同種の業務実績を記載すること。

なお、管理技術者及び技術者の業務実績の記載は最大6件までとする。また、技術者は複数人配置してよい。

- iii) 会社概要書の様式は表紙を除き様式4とする。

- iv) 様式4の本文には、参加表明者を特定することができる内容（社名等）を記述しないこと。

イ 企画提案書について

(ア) 提出資料等について

企画提案書は次の表に基づき提出するものとする。

事項	内容
提出資料	正本（様式5を表紙とする） 副本（様式6を表紙とする）
部 数	正本1部、副本7部（副本は、複写可）
提出期限	令和8年5月14日（木）17時まで
提出方法	持参又は郵送 ※郵送する場合は簡易書留郵便とし、受付期限までに必着すること。
提出先	下田市環境対策課 〒415-0037 静岡県下田市敷根 13-11 電 話：0558-22-2213 ファックス：0558-22-2287 電子メール：kankyou@city.shimoda.lg.jp

(イ) 提出資料の記入上の留意事項

- i) 表紙を除き、A4判用紙10枚以内（様式は任意とし、両面印刷は可とする。）にまとめること。なお、下記に示すテーマごとの枚数は指定しない。
- ii) 提案は、基本的な考え方を簡潔に記述し、文字は読みやすい大きさ（10ポイント以上）とすること。選考テーマについての企画提案の記載にあたり、概念図、引用可能な図面・写真・

イラスト、またCGや図面を作成し、使用することに支障はないが、費用等は自己負担とすること。また、引用する場合は、必ず参照先を記載すること。

iii) 参加表明者を特定することができる内容（社名等）を記述しないこと。

iv) 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

v) 【評価テーマ】

a) 「国内外の情勢の変化等に対応した環境基本計画のあり方」について

b) 「本市が目指すべき環境の将来像」について

c) 「カーボンニュートラルに向けた施策の推進」について

d) 「追加提案等」について

e) 「契約期間全体のスケジュール」について

詳細の内訳については、別紙に定めるものとする。

ウ 見積書について

(ア) 提出資料等について

見積書は次の表に基づき提出するものとする。

事項	内容
提出資料	任意様式
部 数	1 部
提出期限	令和8年5月14日（木）17時まで
提出方法	持参又は郵送 ※郵送する場合は簡易書留郵便とし、受付期限までに必着すること。
提出先	事務局

(イ) 提出資料の記入上の留意事項

i) 見積金額は2（4）の契約限度額以下とすること。

ii) 押印の上、提出すること。

7. 質問受付方法等

本実施要領の内容に不明な点がある場合は、任意の様式の質問書により事務局へ電子メールにて送付するものとする。なお、件名は「第2次下田市環境基本計画（中間見直し）策定業務プロポーザル選考における質問について」と記載すること

(1) 提出期限 令和8年4月14日（火）12時まで

(2) 提出方法 質問書を下田市環境対策課宛に電子メールにより提出すること。

(3) 電子メール kankyou@city.shimoda.lg.jp

(4) 回答方法 令和8年4月20日（月）に本市のホームページにより回答

8. 企画提案の選定予定日等

選定については、提出書類（企画提案書等）の内容及びプレゼンテーションにより選考する。なお、提案書の提出者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立するものとする。

プレゼンテーションについては下記のとおりとする。

プレゼンテーション

ア 実施場所：下田市役所

下田市河内 101 番地の 1

イ 実施日：令和8年5月20日（水）（予定）（時間は別途案内します。）

ウ 出席者：4名以内。説明及び質疑応答の回答者は、配置予定の技術者が行うこと。

エ 説明時間：提案者による企画提案書の説明（20分）及び質疑応答（10分）

オ

オ その他

(ア) プレゼンテーションの説明資料は、提出した企画提案書に記述された文書、図、イラスト、イメージ等の範囲内で使用することができるものとする。追加資料の配付や利用は一切認めない。

説明に際し、プロジェクター、スクリーン等は事務局が用意することとし、パソコン、その他機材を使用する場合は参加者が持参するものとする。（※パソコンとプロジェクターの接続不良を考慮しパワーポイント等を使用する場合は、説明に用いるデータを必ずUSB等に保存し、持参すること。）

(イ) プレゼンテーションに出席しない場合は、受注意思がないものとみなし、選考の対象としないこととする。ただし、病気、交通機関の事故等真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合はこの限りではない。該当する場合はその旨を理由とともに書面（書式自由。ただしA4判とする。）にて提出するものとする。

9. 審査項目

別紙「評価基準」のとおり

10. 審査方法

本市に第2次下田市環境基本計画（中間見直し）プロポーザル方式選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、審査を行う。選定は提出された書類に加えプレゼンテーションを実施し、それらを総合的に審査する。ただし、見積の総合計が限度額を超えている場合は、その企画提案書は、審査から除外する。

11. 契約予定者の選定

審査の結果、総合点数の最も高い提案書を提出した提案者（以下「最高得点提案者」という。）を優先交渉権者として選定する。

ただし、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

優先交渉権者と本市が協議し、業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結する。

仕様書の内容は、本市との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結することがある。なお、選定した優先交渉権者と本市との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い提案者と協議を行う。

12. 審査結果の通知

審査結果の通知

企画提案のプレゼンテーション実施後2週間以内に、文書により通知する。ただし、審査結果について、異議の申立ては受け付けない。

13. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件が満たさなくなった場合
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、企画提案に当たり、著しく信義に反する行為等をしたことにより、選定委員会の委員長が失格であると認めた場合

14. 企画提案に要する経費

提案書等の作成経費及び旅費等の必要経費は、提案者の負担とする。

15. 結果の通知及び公表

選考結果については、参加者及び優先交渉権者として決定した会社名を本市ホームページに公表するものとする。

16. 契約手続

本市は、契約予定者として選定された者から、改めて見積書を徴取し、随意契約により契約を締結する。

17. その他留意事項

(1) 著作権について

ア 提出された提案資料に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとする。なお、提案資料等の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくものとする。

第三者の著作物の使用に関する責は、使用した提案者に全て帰するものとする。

イ 本市は、本提案に関する公表、展示その他、必要と認めるときに、提案図書が無償で使用できるものとする。この場合において、本市は、使用の際に提案者名を必ず明示する。

(2) 提出後の提案書の修正は、提出期限内においてのみ可能とする。

(3) 提出された提案書等は、契約予定者選定後も返却しない。

(4) 提案書は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成する場合がある。

17. 実施日程

内容	日程
実施要領等の公開	令和8年4月1日(水)
質問書の受付期限	令和8年4月14日(火) 12時まで(必着)
質問書の回答期限	令和8年4月20日(月)
参加表明書の提出期限	令和8年4月28日(火) 17時まで(必着)
会社概要書・企画提案書・見積書の提出期限	令和8年5月14日(木) 17時まで
プレゼンテーション実施予定日	令和8年5月20日(水)
選考結果通知予定日	令和8年5月25日(月)
契約予定日	選考結果通知から2週間以内

18. 問い合わせ先

担当部署 下田市環境対策課

住所 下田市敷根 13-11

電話 0558-22-2213

ファックス 0558-22-2287

電子メール kankyout@city.shimoda.lg.jp

(別紙)

評価基準

項目		評価点
1 会社概要書		20 点
① 事業所の規模		5 点
従業員数		
② 業務実績		5 点
環境基本計画の策定及び改定の業務実績 (最大 6 件まで)		
③ 配置技術者の従事実績		5 点
管理技術者及び技術者の業務実績		
④ 当該業務に係る業務執行体制		5 点
配置予定技術者の人数		
2 企画提案書		70 点
⑤ 「国内外の情勢の変化等に対応した環境基本計画のあり方」に関する記載内容		10 点
指示事項	評価項目	
政府は「第六次環境基本計画」、「地球温暖化対策計画」、「気候変動適応計画」などの計画を策定している。 こうした状況の中、今後も下田市環境基本条例(平成 13 年下田市条例第 22 号)に掲げる「環境の保全及び創造」をさらに具現化していくための環境基本計画のあり方や、本市の他の計画との関係など、見直しにあたって配慮すべき事項について記載すること。	<input type="checkbox"/> 下田市における環境基本計画の今後のあり方や、見直しに際しての視点など、基本的な考え方が記載されているか。 <input type="checkbox"/> 国内外の動向、本市の現状及び今後の見通し等を踏まえた上での提案となっているか。 <input type="checkbox"/> 見直しにあたって、環境基本計画と関係の深い計画との関わり方について具体的に記載されているか。	
⑥ 「本市が目指すべき環境の将来像」に関する記載内容		15 点
指示事項	評価項目	
現計画における「下田市が目指すべき将来都市像」を実現すべく、世界的なトレンドや社会情勢の変化を踏まえ、基本目標 1 から 5 のそれぞれにおいて、見直し後の取組の方向性を提案すること。	<input type="checkbox"/> 見直し後の取組の方向性が、国内外の情勢の変化(例えば自然保護と生物多様性の強化、循環型経済の推進、脱炭素化と気候変動適応、デジタル技術の活用、企業の社会的責任や市民参加型環境活動など)を取り入れた内容となっているか。 <input type="checkbox"/> 見直し後の取組の方向性を補完する具体的なイメージも提案されているか。 <input type="checkbox"/> 下田市の独自性を示す内容が含まれているか。	

⑦ 「カーボンニュートラルに向けた施策の推進」に関する記載内容	15 点
指示事項	評価項目
<p>現計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画及び気候変動適応計画を包含した計画であることや、国の温室効果ガス排出削減目標が 2013 年度比マイナス 46%であることを考慮し、市域の取組の成果を見える化させるため方法について具体的な提案を記載すること。</p>	<p>□温室効果ガス排出削減目標が 46%だが、本市の現状と課題を捉え、2030 年度目標実現をイメージできる課題解決案が提示されているか。</p>
⑧ 「追加提案等」に関する記載内容	15 点
指示事項	評価項目
<p>仕様書に記載されているもの以外で、計画の中間見直しに際し必要と考え、追加提案等できるものについて記載すること。</p>	<p>□計画の見直しをするに際し、必要となる事項を理解し、仕様書の内容を補完する提案となっているか。</p> <p>□提案のオリジナリティがあり、独自性のあるアプローチが明確に示されているか。</p>
⑨ 「契約期間全体のスケジュール」に関する記載内容	5 点
指示事項	評価項目
<p>業務への取り組み方に関する提案を記載すること。なお、「業務実施フロー」、「スケジュール」は必ず記載すること。また、提案者と本市の役割分担についても併せて記載すること。</p>	<p>□業務全般の「業務実施フロー」及び「スケジュール」が記載されているか、現実的で無理のないものとなっているか。</p> <p>□受託者と市の役割分担が明確になっているか。また、業務が円滑に進む分担になっているか。</p>
⑩ 業務の理解度	10 点
<p>□現状認識が的確であり、当該業務の目的、条件、内容の理解度が十分か。</p> <p>□課題認識が適切であり、課題に対する取り組み方針や実施方針の妥当性が高いか。</p> <p>□仕様書を補完する、または改善する意見が提案されているか。(提案されていれば評価する。)</p>	
3 見積書	10 点
⑪ 見積書に記載された見積金額に応じて評価点を算出	
<p>評価点については、見積書に記載された見積金額により算定するものとする。なお、評価点の計算にあたっては小数点第 2 位未満の端数がある場合は、小数点第 3 位を四捨五入し、小数点第 2 位以上を有効点とする。</p> <p>$\text{評価点} = 10 \times (\text{最低見積価格 A} / \text{見積価格 B})$</p> <p>※最低見積価格 A：全企画提案者のうち最も低い見積価格</p> <p>※見積価格 B：当該企画提案者の見積価格</p>	
合 計	100 点
(1 + 2 + 3)	